動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合
〒280 千葉市要町2番8号（動力車会館）
電話（鉄電）千葉 2935・2936番
（公）千葉（22）7207番

90.8.15 No. 3269

強制配転者をすぐに元に戻せ

JR総連組員10名を運転士・検修に 組合差別は明らか

申52号を発出

動労千葉は、ＪＲ千葉支社が、八月一日より車掌から８名の運転士養成を新たに行っていること、習志野電車区の検修要員に営業（本八幡駅と浅草橋駅）より北海道からの広域採用者２名を転勤させたことに対し、「申第五二号」をもって、次のとおり申し入れた。ちなみに、この十名はいずれもＪＲ総連組合員である。

一、今次運転士養成後の登用は、強制配転者の元職復帰および予科採用者の運転士登用後にすること。
二、今回、習志野電車区の検修要員を営業関係から転勤させた根拠を明らかにし、強制配転者を元職に戻す展望を明らかにすること。

組合差別を断じて許すな

動労千葉はこの間動労千葉組合員や役員を狙いうちにした運転士・検修関係からの強制配転者を一刻も早く元職に戻すこと、また、予科生の運転士登用をめぐる露骨な組合差別を直ちに中止し、全ての予科生を運転士に登用することを強くＪＲ当局に要求し続けている。強制配転された仲間たちは、長い者はすでに強制配転から４年以上がたち、特にこの四月以降は賃金まで切り下げられている。

しかも、またもや当局は、われわれの当然の要求を踏みにじり、ＪＲ総連組合員の運転士・検修要員への養成・登用を強行したのである。一〇〇名もの運転士資格保持者がいるにもかかわらず、動労千葉や国労組合員であるというだけで何故差別するのか！今回習志野電車区に転勤させた２名は、ＤＬの検修しか経験したことのない者である。何故、動労千葉や国労の車両係、車両技術係を元職に戻そうとしないのか！われわれは、徹底して組合差別を貫くＪＲ当局を断じて許すことはできない！

団交で追及！ひらき直る当局

この動労千葉の申し入れについて、八月八日団体交渉が開催された。しかし、その回答は次のとおり一切をひらき直り、実質的に団交を拒否する、断じて許すことのできないものであった。

（当）会社は、業務上の必要により、社員を使用するにあたり、社員としての自覚、適格性等に基づき、公正に判断して行うこととしている。

（組）運転士の登用は、強制配転者および予科採用の資格保有者を先行して行うのが常識だ。

（当）保有者の中から誰を登用するかは「任用の基準」に基づいて判断する。

（組）予科生の運転士登用が組合差別に基づいて行われたことは数字上明らかではないか。

（当）あくまでも組合差別という考えはない。

（組）この間の運転士登用が、ＪＲ総連組合員だけであること、組合所属によって著しい差がついていることは事実でしょう。

（当）わからない。問いつめようとすれば、数字としてはわかるでしょうが。

（組）この間これだけ指摘してきたにもかかわらず、調べてもいないということか。

（当）そうだ。

（組）習志野電車区に転勤させた２名はどのような資格・経験の持ち主か。

（当）車両技術係で、車種はＤＬであるが、技術的には問題はない。

（組）ＥＣとＤＬでは全然違うではないか、技術的に問題がないとは無責任である。

（当）二か月の庫研修をやるので問題はない。

（組）「適格性に基づいて」などというが、ＥＣの経験もない者をどのように判断したのか。

（当）技術的には問題はない。多能化も会社の考えである。

（組）九月から車両検査方法が変わろうとしている時期でもあり、営業に配転されたベテランを戻すのが当然ではないか。

（当）人事運用とは関係がない。

JR総連と結託した動労千葉圧殺攻撃を許すな

主な団交経過は以上のとおりである。ＪＲ総連と結託したＪＲ当局の不当差別、動労千葉圧殺攻撃を断じて許すな！

―※―※―※―

スト支配介入地労委
八月十六日（木）　十時～
千葉県地方労働委員会

全支部物販担当者会議
八月二三日（木）　十八時～
動力車会館

第十二回サークル協総会
八月二五日（土）　十三時～
動力車会館

組合事務所公判
八月三一日（金）　十時～
千葉地方裁判所